

議案第 63 号

熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 29 年 9 月 30 日限りで、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改め、別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「、公立玉名中央病院企業団」を削り、同表第 3 条第 9 号に関する事務の項中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

規約変更理由書

熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が、病院事業の経営移行先である地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体としての一部事務組合へ移行することに伴い、平成29年9月30日をもって熊本県市町村総合事務組合同約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）第3条第1号に掲げる事務から脱退し、同年10月1日から地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に名称変更するため。

以上のことにより、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更する必要がある。



熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の
一部変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年9月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

平成29年9月13日

山都町長 梅田 穰

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改め、別表第2第3条第1号に関する事務の項中「、公立玉名中央病院企業団」を削り、同表第3条第9号に関する事務の項中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附 則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

熊本市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>別表第1 組合を組織する地方公共団体</p> <div data-bbox="295 466 1059 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>八代市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、<u>地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合</u>、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、小国町外一ヶ町公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合</p> </div>	<p>別表第1 組合を組織する地方公共団体</p> <div data-bbox="1196 466 1960 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>八代市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、<u>公立玉名中央病院企業団</u>、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、小国町外一ヶ町公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合</p> </div>

第3条第9号
に関する事務

玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荅北町、熊本県市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、小国町外一ヶ町公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合

第3条第9号
に関する事務

玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荅北町、熊本県市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、公立玉名中央病院企業団、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、小国町外一ヶ町公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合